**システム開発業務基本契約書**

[COMPANY\_NAME]（以下「甲」という）とRELIPA CO., LTD（以下「乙」という）とは、相互の信頼に基づいて取引が行われることを認識し、甲が乙に委託する業務に関し、次の通り基本契約を締結する。

1. （委託業務）
2. 甲が乙に委託する業務（以下「委託業務」という）は、以下の一部又は全部とする。
3. 基本設計業務  
   システム開発要件の分析と定義、システム開発方式の決定、業務詳細設計、ソフトウェア要件の分析と定義及びソフトウェア開発方式の設計等に関する作業の全部又は一部
4. ソフトウェア作成業務  
   ソフトウェア詳細設計、プログラミング、ソフトウェア結合テスト、ソフトウェア総合テスト、システム結合テスト及びシステムテスト等に関する作業の全部又は一部
5. 導入・受入・運用支援業務  
   ソフトウェア導入・受入支援、コンピュータシステムの運用支援に関する作業の全部又は一部
6. 保守業務  
   コンピュータシステム、ソフトウェア等の保守作業
7. 前各号に付帯する全ての業務
8. 委託業務の種類

第1条の業務の委託方式は以下に示すとおりとし、個別契約の発注時に甲は乙に対し、文書で明示することとする。委託方式が混在する場合には、甲は乙に対して、適用範囲を明示するものとする。なお、本条の個別契約は第3条1項、仕様書等は第3条2項の内容をいう。

* + 1. 請負業務  
       甲に対し乙が、仕様書等の内容を完成させることを約束し、甲がその仕事の結果に対して報酬を支払う、民法632条以下に従う委託業務の方式をいう。
    2. 準委任業務  
       甲に対し乙が、仕様書等の内容の業務を遂行することを約束し、甲がその工数に対して報酬を支払う、民法643条以下に従う委託業務の方式をいう。

1. （適用範囲）
2. 本契約は第1条各号に定める委託業務に関する基本的事項を定めるものである。
3. 甲及び乙は、次条の個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。
4. 本契約及び個別契約の一部又は全部の内容の変更は、甲乙協議の上、別途、書面による変更契約締結によってのみこれを行うことができる。
5. （個別契約）
6. 委託業務の個別契約は、以下の各号の取引条件を定めた乙所定の注文書を甲から乙に交付し、又は、通信回線を通じてFAX若しくはメールにより通知し、乙が甲に注文請書を交付又はFAX、メールにより送信した時点で成立する。
7. 具体的作業内容に関する事項
8. 納期及び作業期間に関する事項
9. 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等に関する事項
10. 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件（以下「成果物」という）の明細及び納入場所・納入方法・検査方法・検査期間に関する事項
11. 委託代金・報酬代金その他委託業務の対価たる金銭の額及びその支払方法に関する事項
12. 第1条各号の一部の業務のみを受託する場合は、その範囲に関する事項
13. 第1条2項の委託方式に関する事項
14. 甲及び乙の役割分担（作業責任分担の内容）
15. その他委託業務遂行に必要な全ての事項

2.甲は、個別契約に関し、必要な範囲で条件書、仕様書、依頼書（以下｢仕様書等｣という）を乙へ交付する。

3.個別契約の内容の疑義及び変更について、以下の各号に定める。

1. 甲が委託した委託業務の内容につき、乙において、実現可能性等に関し疑義を抱いた場合には、乙は速やかに甲に報告しなければならない。この場合において、甲乙は双方協議の上、仕様書等の変更等により、当該疑義を速やかに解消するよう努めるものとする。
2. 前項の疑義が、仕様書等の瑕疵など甲の責めに帰すべき事由に基づく場合、乙は、甲に対し、追加支出が必要となった費用及び納期の延長を請求できるものとする。甲の指示によって実現不可能な仕様書等が作成された場合も同様とする。
3. 前項に定める乙の請求は、その時点で有効な個別契約又は仕様書等に示された納期が到来する前に行わなければならない。
4. 第1項の協議によって仕様書等の変更を行う場合、甲は乙に対して、明確となった疑義の内容、及び変更後の仕様書等の内容、並びに乙の請求に基づき変更となった場合は、その費用及び納期を文書又は電子媒体により通知しなければならない。
5. （再委託）

１．乙は、乙の責任において、各個別業務の一部を第三者（甲が指定する再委託先も含む）に再委託することができるものとする。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができるものとする。

２．乙は、甲の書面による事前の同意を得て委託業務の全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者が本契約記載の秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負担することに同意する契約を当該第三者と締結しなければならず、かつ、当該第三者による秘密保持義務違反は乙の履行補助者がなしたものとみなす。なお、乙は当該第三者に対し、本契約及び個別契約に定める乙の義務を遵守させるものとする。

３．乙は、当該第三者の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

1. （貸与品及び支給品の提供）
2. 甲は乙に対し、個別契約に定める条件に従い、委託業務の遂行並びに成果物の開発・製作・導入に必要な情報、資料、機器、設備等（以下「貸与品」という）を貸与期間、使用条件等を定めたうえで貸与する。
3. 前項に定めるもののほか、甲が必要と認めた場合、甲は乙に対し委託業務の遂行並びに成果物の開発・製作・導入に必要な材料及び消耗品の全部又は一部を支給する（以下、「支給品」という。）。
4. 乙は委託業務が終了した場合、貸与期間が経過した場合、その他合理的な理由により甲が返却を要求した場合には、貸与品を甲に返却する。
5. 乙は、貸与品及び支給品を甲の承諾なくして甲の指定した目的以外に使用してはならず、また複製・複写してはならない。
6. （作業場所）
7. 乙が委託業務を遂行する場所は、乙の定める場所とする。但し、作業場所については、別途甲乙協議の上、甲が指定する場所とすることができるものとする。
8. 乙の作業場所が甲又は甲の顧客の作業場所であるとき、当該作業場所の使用条件等の詳細は甲乙協議の上、決定する。
9. 前項の場合、乙は、甲又は甲の顧客の作業場所における安全衛生管理、防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。
10. （管理責任者）

1.甲及び乙は、本契約締結後速やかに、委託業務を円滑に遂行するため、それぞれ業務の管理責任者を定め、互いに、相手方に通知する。

2.甲及び乙は、事前に相手方に書面により通知することにより、管理責任者を変更することができる。

第8条（協働と役割分担）

1．甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するシステム開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して、誠意をもって協力するものとする。

2．甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、各個別契約において定める。

3．甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、係る遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。

第9条（報告）

1. 乙は、委託業務について、随時、甲に工程計画書の提出及び進捗状況の報告を行い、又工程遅延のおそれがある場合には速やかにその理由及び対策を甲に報告し、その指示を受けなければならない。
2. 乙は、天災地変その他のやむをえない事由により委託業務の遂行が不可能になり、又は重大な支障をきたすと判断した場合、甲と協議の上、納期又は実施時期の延長について決定することができるものとする。この場合、乙は甲に対し債務不履行の責任を負わないものとする。

(1)自然災害

(2)伝染病

(3)戦争及び内乱

(4)革命及び国家の分裂

(5)暴動

(6)火災及び爆発

(7)洪水

(8)ストライキ及び労働争議

(9)政府機関による法改正で、本契約に重大な影響を与えると認められるもの

(10)その他前各号に準ずる非常事態

第10条（マルチベンダプロジェクトの調整等）

1.甲が、本件委託業務によるシステムの開発等を全体の一部として乙に分割発注しており、委託業務の成果物と連携する他のソフトウェアを第三者が開発している場合、当該他のソフトウェアと成果物の機能の整合性、開発スケジュールの調整並びに当該第三者と乙の開発進捗管理及び調整等に係る事項（以下「調整等」という。）については、甲が責任を負うものとする。

2.甲が、前項の調整等を円滑にするために、本件委託業務による範囲で乙の協力を要請する場合、必要となる条件を個別契約で定めるものとし、乙は個別契約に従い、甲の調整等に必要な協力を行うものとする。

第11条（秘密保持）

1. 甲または乙は、本契約及び個別契約の履行にあたり知り得た相手方の経営上、営業上、技術上の秘密情報（納入する成果物に関するものを当然に含む。）を本契約及び個別契約の履行のためにのみ使用し、相手方の書面による事前の同意なく、第三者に開示または漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りでない。
2. 相手方による開示がなされた時点においてすでに公知となっている情報
3. 相手方による開示時点においてすでに所持していたことが証明される情報
4. 正当な開示権限による第三者から適法に入手した情報
5. 開示後に自己の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
6. 法令または裁判所の命令に従って開示されるべき情報
7. 相手方の秘密情報によらず、独自に開発、創作した情報
8. 甲または乙は、本契約及び個別契約の終了後、直ちに、それまでに提供を受けた秘密情報を含む一切の資料、媒体、物品等をその複写、複製物を含め、相手方に返却するものとする。本契約期間中であっても、開示を受けた秘密情報の使用目的を達成した場合、使用の必要性が失われた場合、または相手方からの要求があった場合も同様とする。
9. 本条の義務は本契約終了後も存続する。

第12条（第三者のソフトウェアの利用）

1.委託業務を遂行するにあたり、第三者のソフトウェアの利用が必要となる場合は、甲及び乙は協議の上、甲又は乙と当該第三者との間でライセンス契約を締結する等の必要な措置を講ずるものとする。

2.乙は、前項所定の第三者のソフトウェアの不具合、権利侵害等については、権利侵害又は不具合の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。

第13条（納入物の所有権）

乙が本契約及び個別契約に従い、甲に納入する納入物の所有権は、当該個別契約に係る報酬が完済されたときに、乙から甲に移転するものとする。

第14条（プログラム等に対する権利の帰属）

1.本件業務の遂行過程において甲または乙（いずれの場合も、その役員および従業員を含む。以下、本条において同様とする。）のいずれかが単独で行った本件システムに関する発明、考案等（以下、「関連発明等」という。）に対する特許権等の工業所有権またはこれらを受ける権利（以下、「特許権等」という。）は、それぞれ、当該発明等を単独で行った当事者に帰属するものとし、当該当事者は、自己に帰属する権利について、その相手方の承諾を得ることなく出願その他の手続を行うことができる。

2.本件業務の遂行過程において甲および乙が共同して行った関連発明等に対する特許権等は、甲および乙の共有に属するものとし、出願等の手続についても甲乙共同でこれをなすものとする。この場合、いずれの当事者も、その相手方の承諾なく無償で当該関連発明等を自ら実施することができる。ただし、甲または乙が、 第三者に対して、甲乙の共有にかかる当該関連発明の実施を許諾しようとする場合には、相手方当事者の事前の書面による承諾を得なければならない。

3.本件プログラムおよび本件プログラムに結合され組み込まれたもので乙が従前より有していたプログラム、ルーチン、モジュールおよびノウハウ等に対する著作権その他の権利は、乙に帰属するものとし、乙は、これらを利用して本件プログラムと同種のプログラムを作成することができる。ただし、甲は、本件プログラムの複製物を、本件システムの設置場所およびその構成機器において無償で使用することができる（著作権法47条の2の規定に基づく複製、翻案を含む。）。

4.本件業務の遂行過程において新たに作成されたドキュメント等の著作物に対する著作権は、当該ドキュメント等を作成した当事者に帰属するものとし、甲および乙は、相手方に対し、本件契約の履行に関して必要な限度で、当該ドキュメント等の利用を無償で許諾する。

5.本件業務の遂行過程において甲乙共同して新たに作成したドキュメント等の著作物に対する著作権は、甲乙の共有に属するものとし、いずれの当事者も、その相手方の承諾なく、無償にて当該ドキュメント等の著作物を使用し、かつ、第三者に使用させることができる。

第15条（納入）

乙は、個別契約の定めに従い、成果物を指定された納期までに指定された場所に納入するものとする。

第16条（検査・検収）

1. 甲は、乙から成果物が納入されたときは、個別契約で定めた検査方法及び検査期間内に当該成果物の受入検査を行い、その結果を乙に通知する。
2. 前項の検査合格をもって、成果物に関する甲の乙に対する検収が完了するものとする。
3. 個別契約で定める検査期間中に甲が乙に対して第1項の検査結果を通知しなかったときは、同期間の満了をもって、検査に合格したものとみなす。
4. 乙が第15条の納期について遅延した場合には、本条第1項における甲の検査期間も当該遅延日数に応じて延長されるものとする。
5. 納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれこれを負担するものとする。

第17条（再検査）

1. 前条による検査の結果、不合格の成果物があったときは、乙は検査期限内または別途甲乙協議して定める期限内に、成果物を修正の上、甲の再検査を受けるものとする。この場合において、甲は乙に対し、不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正又は追完を求めるものとし、乙による不合格理由が適正妥当なものであることを確認することを前提とする。
2. 再検査の手続きは前条の規定を準用するものとする。

第18条（契約不適合責任）

1.第16条及び第17条の検査完了後、成果物について仕様書等との不一致、品質不良、稼働不良、その他成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであること（以下、本条において「契約不適合」という。）が発見された場合、甲及び乙は、不適合の原因について協議・調査するものとする。協議・調査の結果、当該不適合が乙の責めに帰すものであると認められた場合、甲の選択に従い、乙に対して当該契約不適合の修正、他の良品との交換、不足分の引渡その他履行の追完又は代金の減額を請求することができる。但し、乙が当該義務を負うのは、甲が当該契約不適合を発見した後６ヶ月を経過するまでに甲から当該不適合を通知された場合に限るものとする。なお、協議・調査の結果、当該不適合が乙の責めに帰すものであると認められなかった場合には、甲は協議・調査によって乙に生じた費用を乙に支払うものとする。

2.前項の契約不適合によって甲に損害が生じたときは、甲は乙に対し、損害賠償請求をすることができる。但し、乙が損害賠償責任を負うのは、甲が当該契約不適合を発見した後1年を経過するまでに甲から請求された場合に限るものとする。

3．第1項にかかわらず、契約不適合が軽微であって成果物の修正或いは他の良品との交換に過分の費用を要する場合、甲は乙に対して成果物の修正又は他の良品との交換の請求をすることはできない。

4.前3項の規定は、委託業務が第1条第2項第1号に定める請負業務である場合に当該委託業務に関して適用するものとする。

第19条（保守）

甲は、乙が納入した成果物に関し、乙との間で別途保守契約を締結する事により、乙からソフトウェア保守のサポートを受けることができる。第3条の個別契約において保守業務に関する事項を定めた場合も同様とする。

第20条（支払）

1. 甲は乙に対し、個別契約の定めに従い、乙が委託業務を遂行した対価を支払う。
2. 甲が個別契約で定められた支払期日までに対価を支払わない場合、甲は乙に対し、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第21条（債権の譲渡等）

甲及び乙は、相手方の書面による承諾無くして本契約から生ずる一切の権利・義務又は契約上の地位を第三者に委任、譲渡もしくは担保の目的に供してはならない。

第22条（第三者の知的財産権の侵害）

1. 成果物の使用に関し、第三者の著作権または特許権その他の知的財産権を侵害したという理由で、甲が第三者より請求・申立等を受けた場合には、次の各号所定の全ての要件を満たすときは、乙の責任と費用負担で、当該請求・申立等を処理解決し、甲に一切の損害を及ぼさないものとする。乙による責任と費用負担を行うものとする。なお、乙の負担する範囲は別条で定める損害賠償の規定の範囲によるものとする。
   1. 甲が第三者より請求・申立等を受けた日から１０営業日以内に、乙に対して請求・申立等の事実及び内容を通知すること。
   2. 甲が第三者と交渉し、または訴訟等を遂行するにあたり、乙に実質的な参加の機会及び全てについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること。
   3. 甲が第三者に対して損害賠償等の法的責任を負う義務が確定したこと。
2. 乙は、甲が次の各号に該当する場合には、前項に定める甲に対する責任を負わない。
   1. 前項の知的財産権の侵害が、甲が成果物以外のプログラムと組み合わせて使用したことに起因するものであるとき。
   2. 前項の知的財産権の侵害が、甲が本契約又は個別契約に違反して成果物を使用したことに起因するものであるとき。
   3. 前項の知的財産権の侵害が、貸与品、支給品その他甲の指示に起因するものであるとき。

3.納入物における第三者の知的財産権に関する乙の法律上の責任は、本条に定めた範囲及び別条で定める損害賠償の規定で定めたものに限られるものとする。

第23条（解除）

* + 1. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、直ちに本契約及び未履行の個別契約の全部又は一部を解除することができる。

1. 本契約及び個別契約の条項に違反し、書面による催告後相当期間が経過してもなお当該違反が是正されないとき
2. 重大な過失又は背信行為があったとき
3. 振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき
4. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
5. 支払を停止し、支払不能となったとき
6. 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、特別清算開始を自ら申し立て、或いは、第三者より申し立てられたとき
7. 会社の解散決議がなされたとき
8. その他本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
9. 甲又は乙は、前項による解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。
10. 乙の責めに帰すべき事由により、個別契約が解除された場合であっても、甲は、解除の時点までに遂行した個別業務についての報酬・費用を乙に対して支払うものとする。

第24条（損害賠償）

1.甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由（不適合を含む。）により損害を被った場合、相手方に対して、現実に被った通常かつ直接の損害に限り、第3項で定める範囲内で損害賠償を請求することができる。但し、納入物の不適合による損害については、甲は、当該不適合が乙の責めに帰すべき事由により追完がなされず、かつ、損害を被った場合に限り、乙に対してこれを請求することができる。

2.前項に基づく請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収日又は業務の終了確認日から６か月が経過した後は行うことができない。

3.第1項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他の請求原因の如何にかかわらず、甲又は乙の責めにきすべき事由の原因となった個別契約に定める委託料（報酬）相当額を限度とする。

第25条（反社会的勢力の排除）

* + 1. 甲または乙が次の各号に該当したときは、相手方は、何らの通知催告を要することなく、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除し、且つ損害賠償を請求することができる。

1. 自己または自己の代理人若しくは媒介をする者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下、同じ）に該当する場合
2. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる場合
3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
4. 自己、若しくは第三者の不正利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる場合
5. その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合
6. 甲または乙が自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為をしたときは、相手方は、何らの通知催告を要することなく、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除し、且つ損害賠償を請求することができる。
7. 暴力的な要求行為
8. 法的責任を超えた不当な要求行為
9. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
10. 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為
11. その他前各号に準ずる行為
12. 甲または乙が、本契約又は個別契約に関連して、第三者と再委託契約等（以下、「関連契約」という。）を締結する場合または締結している場合において、関連契約の当事者または代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力に該当することが判明したとき、相手方は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。
13. 甲または乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、相手方は本契約及び個別契約の全部又は一部を解除し、且つ損害賠償を請求することができる。

第26条（不可抗力）

第9条2項に定める天災地変その他の不可効力により相手方に生じた損害については、甲及び乙は賠償の責任を負わない。

第27条（契約の有効期限）

* + 1. 本契約の有効期間は、[START\_DATE]より[END\_DATE]迄とする。但し、契約期間満了の60日前までに、甲乙双方又はいずれか一方からの文書による申し入れがない場合は自動的に1年間継続されるものとし、その後も同様とする。

1. 本契約の失効時に本契約に基づく個別契約が有効である場合、本契約は当該個別契約の存続期間中有効とする。

第28条（協議事項）

本契約及び個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

第29条（合意管轄）

本契約及び個別契約に関して生じた一切の紛争については、東京簡易裁判所・東京地方裁判所を専属的な第一審の合意管轄裁判所とする。

第30条（準拠法）

本契約は日本法に準拠して解釈されるものとする。

本契約の証として本書を電磁的に作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

[SIGN\_DATE]

甲　 〒[POST\_CODE]

[COMPANY\_NAME]

[CEO\_NAME]

乙 22F, B Tower, Song Da Building, Pham Hung street, My Dinh 1 Ward,

　　　　　　　　　　　Nam Tu Liem District, Hanoi City, Vietnam

RELIPA CO., LTD

代表取締役　 TRAN XUAN DUC